別して情を懸尤候。岡田長右衞門事、算用などさせ候て能 別次第に候。 候。神谷信濃方へ宗半娘可」遣かと、おしやう申候。貴殿分(守孝)(中川光重)(光重素) 山佐渡、魚津を預置候。此者律義人に候。彌情を被、懸尤に 奉公振御覽候て、目懸ぶりは其方分別次第に候。次に青 陣を申付候處、貴殿如、存度々致、手柄、忠節を仕者に候。 もなじみの者に候間、隱居分二千石爲、取候。但此者、貴殿 奉公人に候間、主分限に過候と貴殿も可、被、存候得共、是 は、末森の後卷先手をさせ、 又は蓮沼を燒候刻も、度々先

萬事我ら相果候はど、心持肝要にて候間如斯候。以上。 右條々、心盡候得ども、口上には跡先忘候間、書付進」之候

慶長四年三月廿一日 羽柴肥前守殿(前田利長)

ちくぜんの守 在判

(この文書は傳寫によりて少異あり。 志の校定する所に從ふ。) 今越登賀三州

三月。前田利家、 規定を令す。 河北郡津幡の市日等に關する

> 【津幡少右衞門文書】 河北郡

二一七七

幡四町

之者、町中として押置、可,注進,候事。 一、當町市日之事、如"前々,可"執行,候。 若押買狼藉輩有

下者、切手次第可,申付,候事。 一、津幡村・庄村・清水村・かど爪村合四町、家敷郡役五十 一、上下之往還、傳馬·人足一切不可有,之候。 但宿送以

有之事。 間に相定候条、以來家敷いか程出來候共、此外郡役不」可

右之條々、若遠犯之輩於,有,之者、速可、處,罪科,候也。仍如,

慶長四年三月 H

在(前田利家)

に領地を宛行ふ。 閏三月三日。前田利長等豊臣氏の諸大老、諸士

【毛利家文書】

二七八

攝州之內三千八百六十石三斗八升、 石、都合四千六百四十七石之事。 目錄別紙在之、爲本知 河州之內七百九十六

替,被,宛,行之,畢。 至可,有,領知,者也

慶長四年

家德秀学景企輝電 利前田 元

家 勝

舟越五郎右衛門殿

【毛利家文書】

二一七九

播刕之內千六百七十石八斗三升、江州之內三百卅七石、都

合二千八石之事、目錄別紙在、之候。爲本知替,被,宛行,畢。

全可,有"知行,候也。

慶長 四

輝 元

景

秀 康家勝

池田備後守殿

【毛利家文書】

行之畢。全可」有,知行,候也 播州之內千石之事、目錄別帝ニ有,之、爲本知之替,被,宛,

慶長四年

二八〇

利

輝 元 長

景 勝

池田彌右衞門どのへ

秀

家

言はず。 (前田利長の五大老に列したること、世に多く之を 而もこれらの文書あるに依りて儼然たり。

四月三日。前田利長、 閏三月三日は父利家薨去の當日とす。) 高畠定吉に 故利家の葬

禮のことに關して告ぐ。

【北徵遺文】

二八

慶 長 74 年

九〇五